

平成30年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会開催について

国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、平成30年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催したのでご報告します。

記

1. 報告事項 平成30年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会
開催について
2. 開催日時 平成30年7月20日（金）14時～15時20分
3. 主な議題
 - ① 会長の選任
 - ② 報告事項「国民健康保険広域化の影響について」ほか

平成 30 年度 第 1 回
品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会次第

平成 30 年 7 月 20 日 (金)

午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

防災センター 4 階 災害対策本部室

1. 開 会

2. 副区長挨拶

中川原副区長

3. 新委員紹介

4. 会長の選任

5. 会長挨拶

6. 議事録署名人指名 (2 名)

7. 報告事項

国民健康保険広域化の影響について

平成 3 1 年度国民健康保険料率 検討スケジュール

8. その他

9. 閉 会

福内健康推進部長

司会 三ッ橋国保医療年金課長

国民健康保険制度広域化(都道府県化) の影響について

平成30年7月20日開催

品川区国民健康保険運営協議会 資料1

目次

●今回の国民健康保険運営協議会について	P. 3
1. 国民健康保険制度（国保）とは	P. 4
2. これまでの国保の財政運営の状況	P. 5
3. 平成30年度からの国保の財政運営のしくみ	P. 6～8
4. 平成30年度からの保険料率のしくみ	P. 9～12
5. 国保資格を都道府県単位で管理	P. 13
6. 平成30年度からの国保制度（まとめ）	P. 14
7. 新制度の運営状況	P. 15

●本日の運営協議会の目的

国民健康保険制度は平成30年4月から財政運営の責任主体が都道府県になるという大きな改革が行われました。

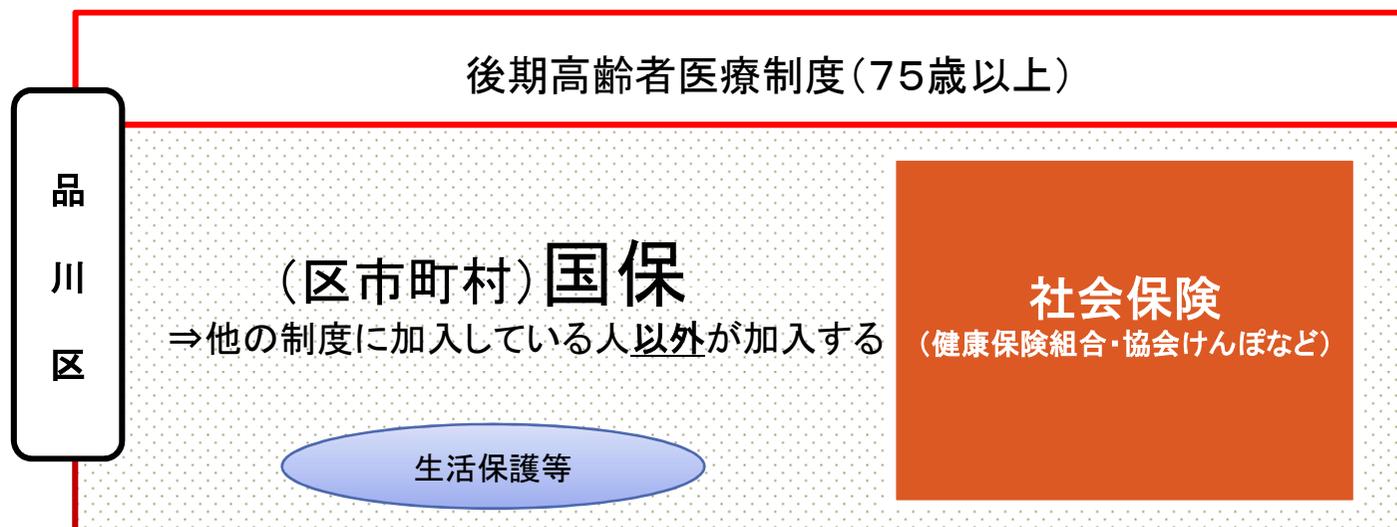
本日はこの制度改革のポイントを改めてご確認いただくと共に、4月以降の国民健康保険事業の運営状況についてご説明します。

1 . 国民健康保険制度(国保)とは

国民健康保険制度(国保)は医療保険として、加入者の方(被保険者といいます)が怪我や病気になった際に、必要な保険給付を行うことにより、国民の健康の保持向上を果たすことを目的としています。

こうした保険給付を行うものを「保険者」といい、区市町村が行う国保のほかに、会社員が加入する社会保険や、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度などがあります。一般的に、他の制度の加入対象とならない方が、必然的に国保に加入することとなります。

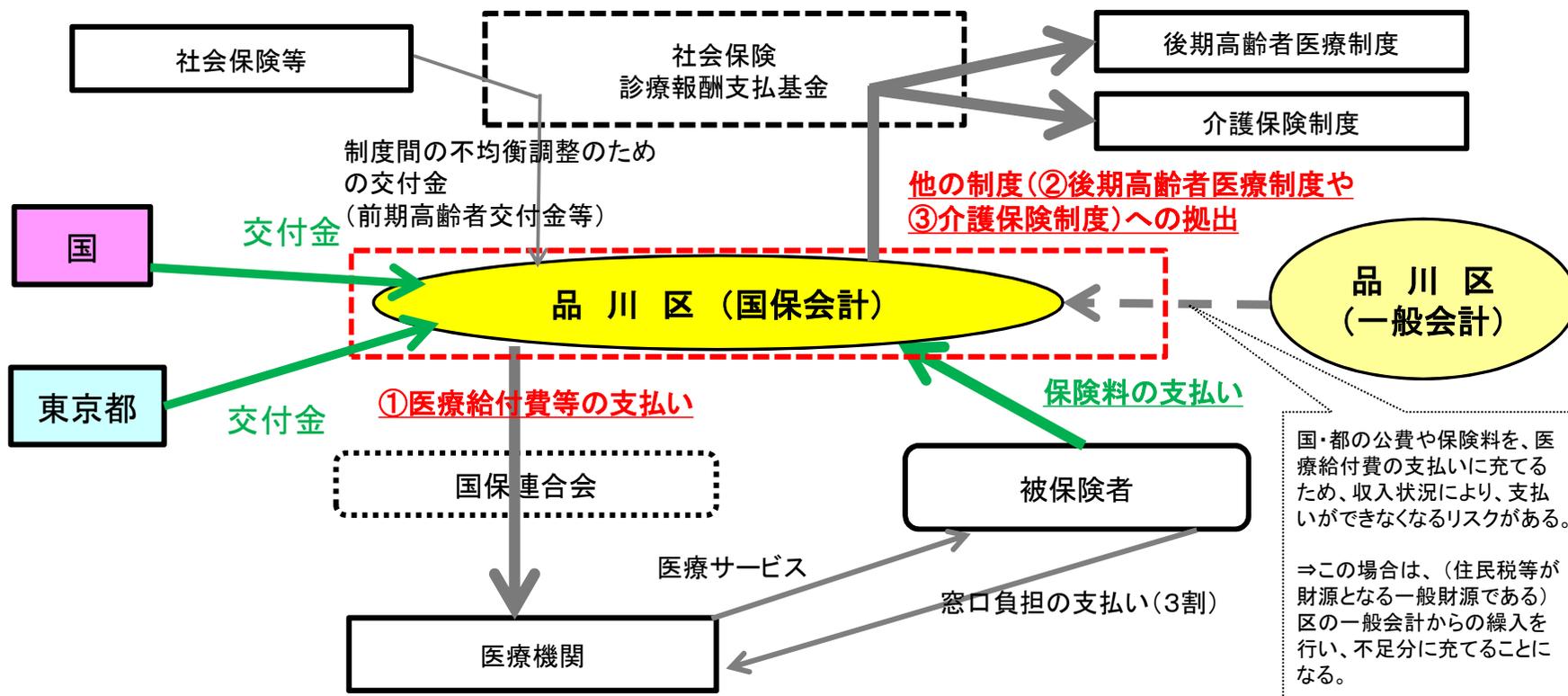
《医療保険制度の各保険者のイメージ》



2. これまでの国保の財政運営の状況

- 国保では、①医療給付費等の支払いを行うほか、他の制度である②「後期高齢者医療制度」および③「介護保険制度」に対する拠出金を支払うことが義務付けられています。
- そのため、国や都から交付される交付金や、被保険者から支払っていただく保険料を財源として、上記の①～③の支払いに充てていました。

これまでの国民健康保険の財政運営の仕組み》



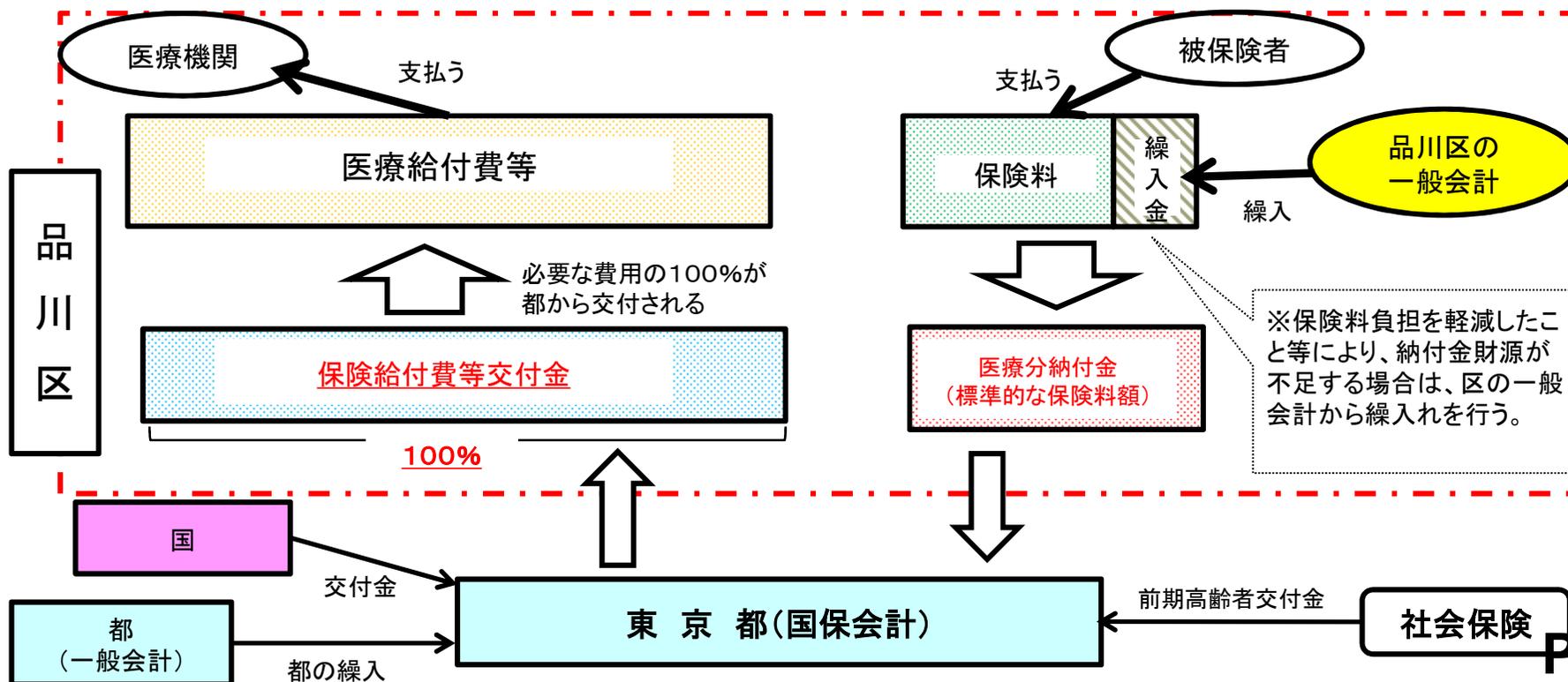
3. 平成30年度からの国保の財政運営のしくみ

①「医療給付費分等への支払い」とその財源について

医療給付費等は今までどおり、区が医療機関へ支払うこととなりますが、その財源について東京都が100%交付してくれることとなります。

一方、区は標準的な保険料相当額である「医療分納付金」を都へ支払うこととなります。医療分納付金の財源は被保険者からの医療分保険料となりますが、不足する場合は区の一般会計からの繰入金で賄うこととなります。

《国保広域化後の医療給付費等の財源構成》



3. 平成30年度からの国保の財政運営のしくみ

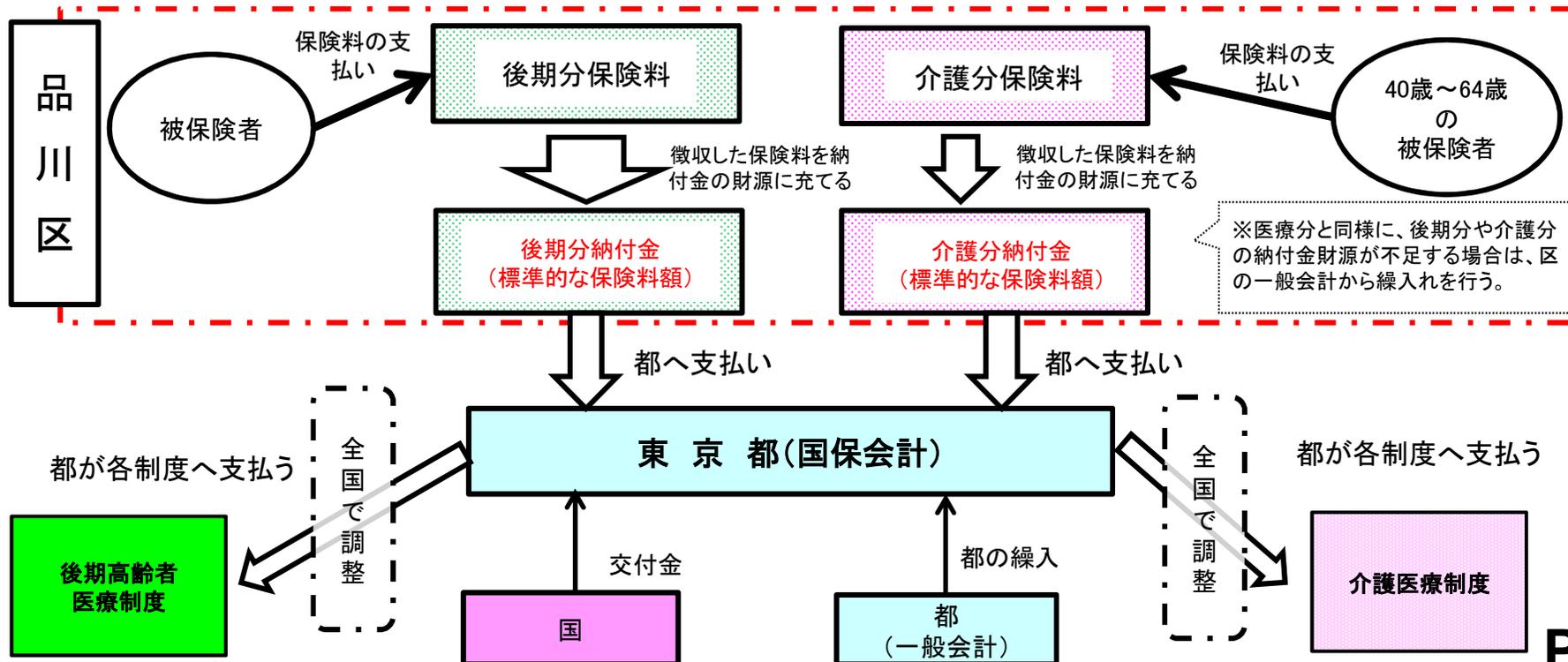
②「後期高齢者医療制度および介護保険制度への支払い」とその財源について

後期や介護の拠出金については都が直接支払う形に変更となります。

区は後期分と介護分の標準的な保険料額である「(後期分・介護分)納付金」を都へ支払います。

納付金の財源は被保険者からの後期分保険料および介護分保険料となりますが、不足する場合は区の一般会計からの繰入金で賄うこととなります。

《国保広域化後の後期分・介護分の財源構成》



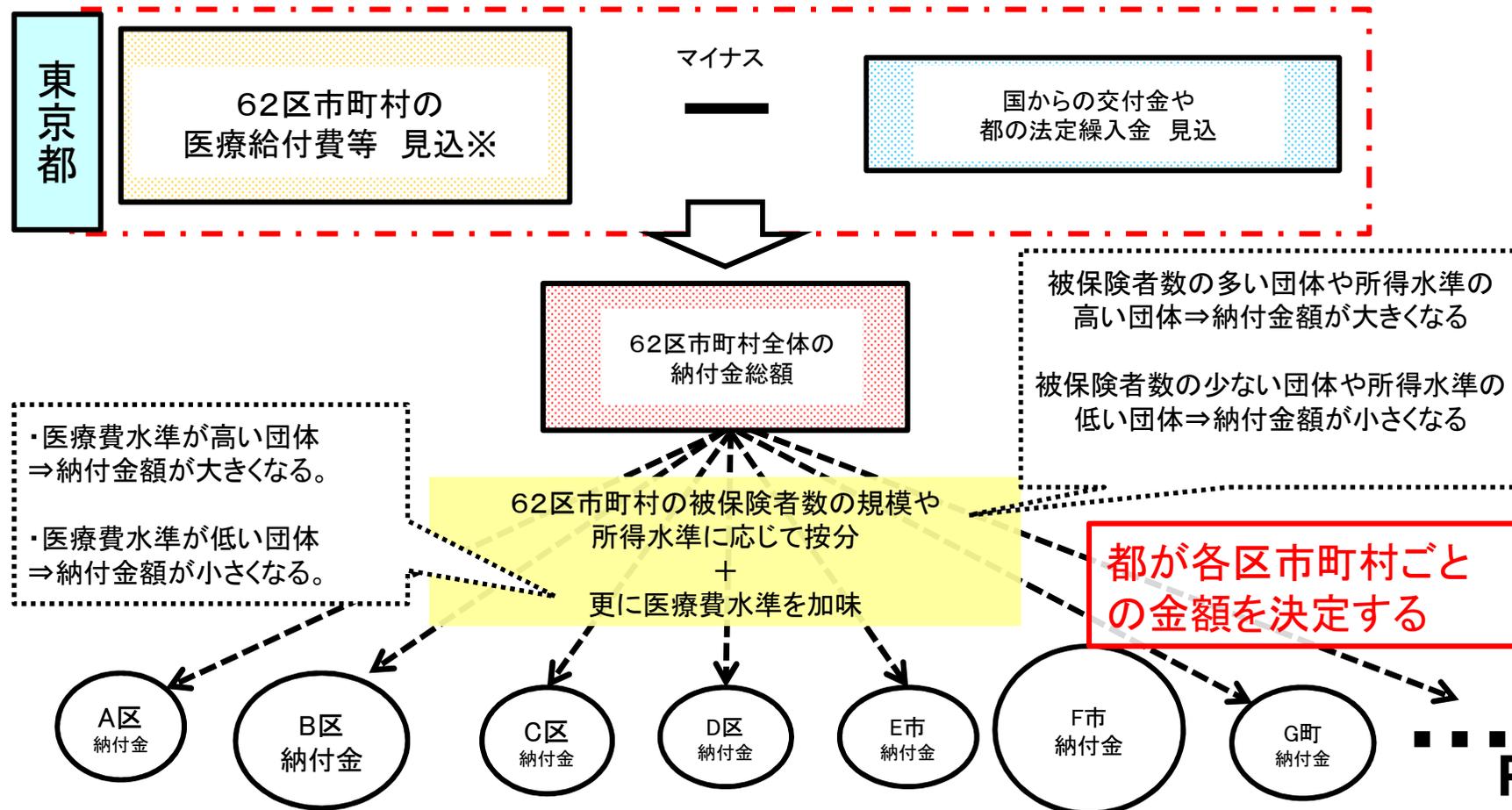
4 . 平成30年度からの保険料率のしくみ

③「納付金」と「標準保険料」について(その1)

東京都は62区市町村全体の「納付金総額」金額を算定し、各区市町村の被保険者数や所得水準を勘案し、個別に納めるべき「納付金」を決定します。(前年度中に次年度の金額を見込みます)

《医療分納付金の例※》

(※後期分や介護分も同様の考え方でそれぞれ算出します。)

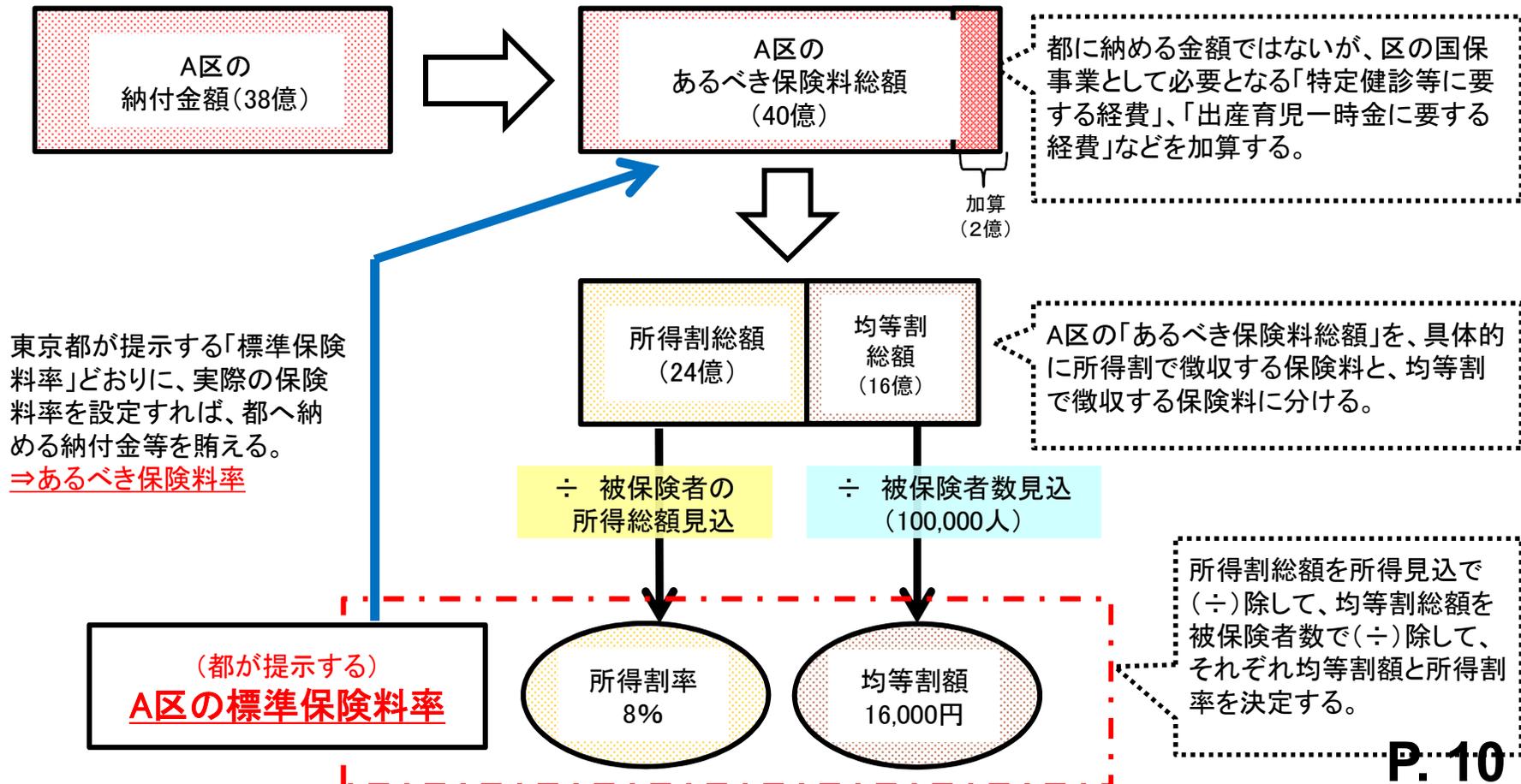


4 . 平成30年度からの保険料率のしくみ

③「納付金」と「標準保険料」について(その2)

東京都は各区市町村の納付金額を決定したあと、さらに納付金額を納めるために必要となる「あるべき保険料額」と「あるべき保険料率(標準保険料率)」を算定し、各区市町村に提示します。

《東京都における標準保険料率の算定》

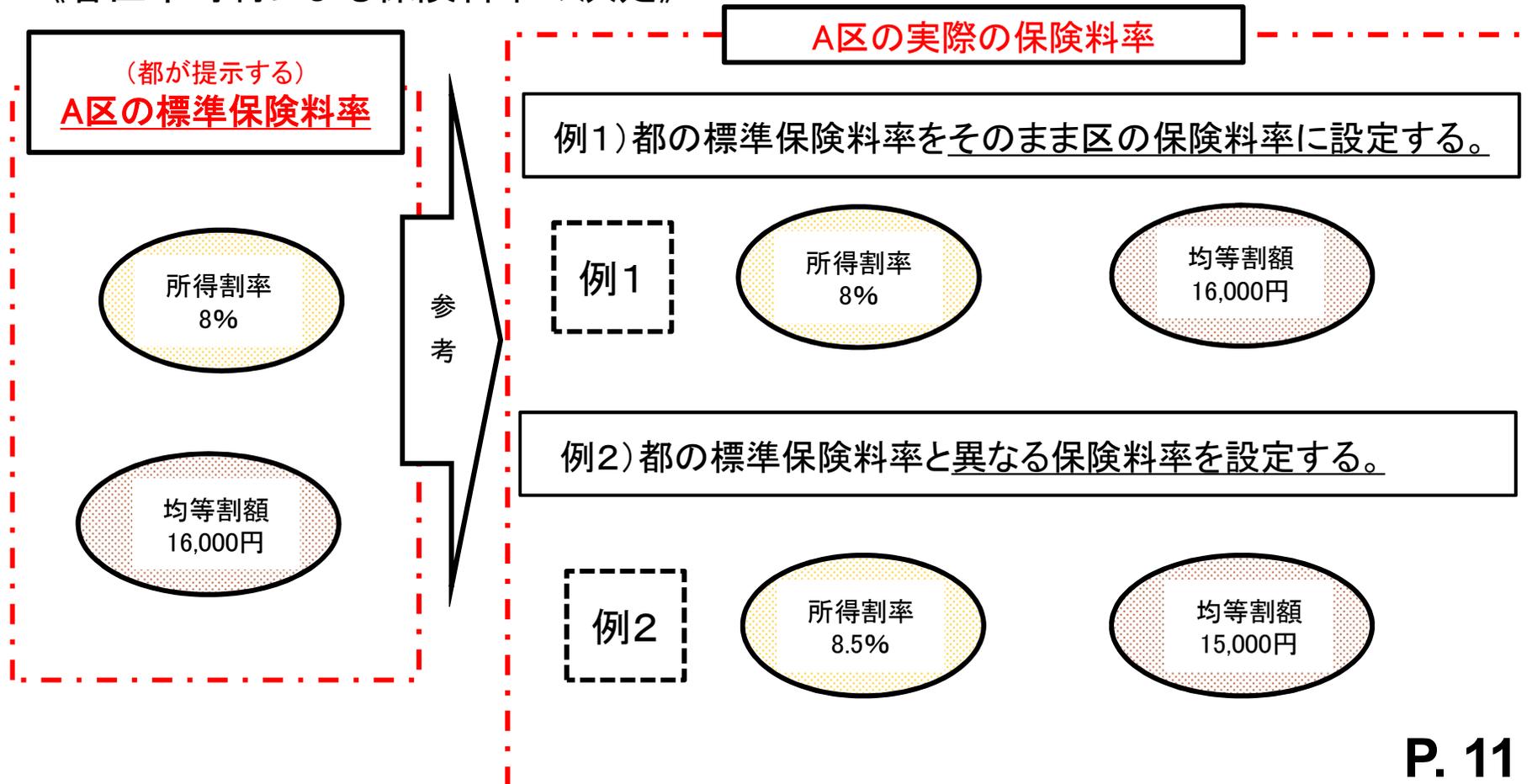


4 . 平成30年度からの保険料率のしくみ

④「標準保険料率」と「実際の保険料率」の関係について

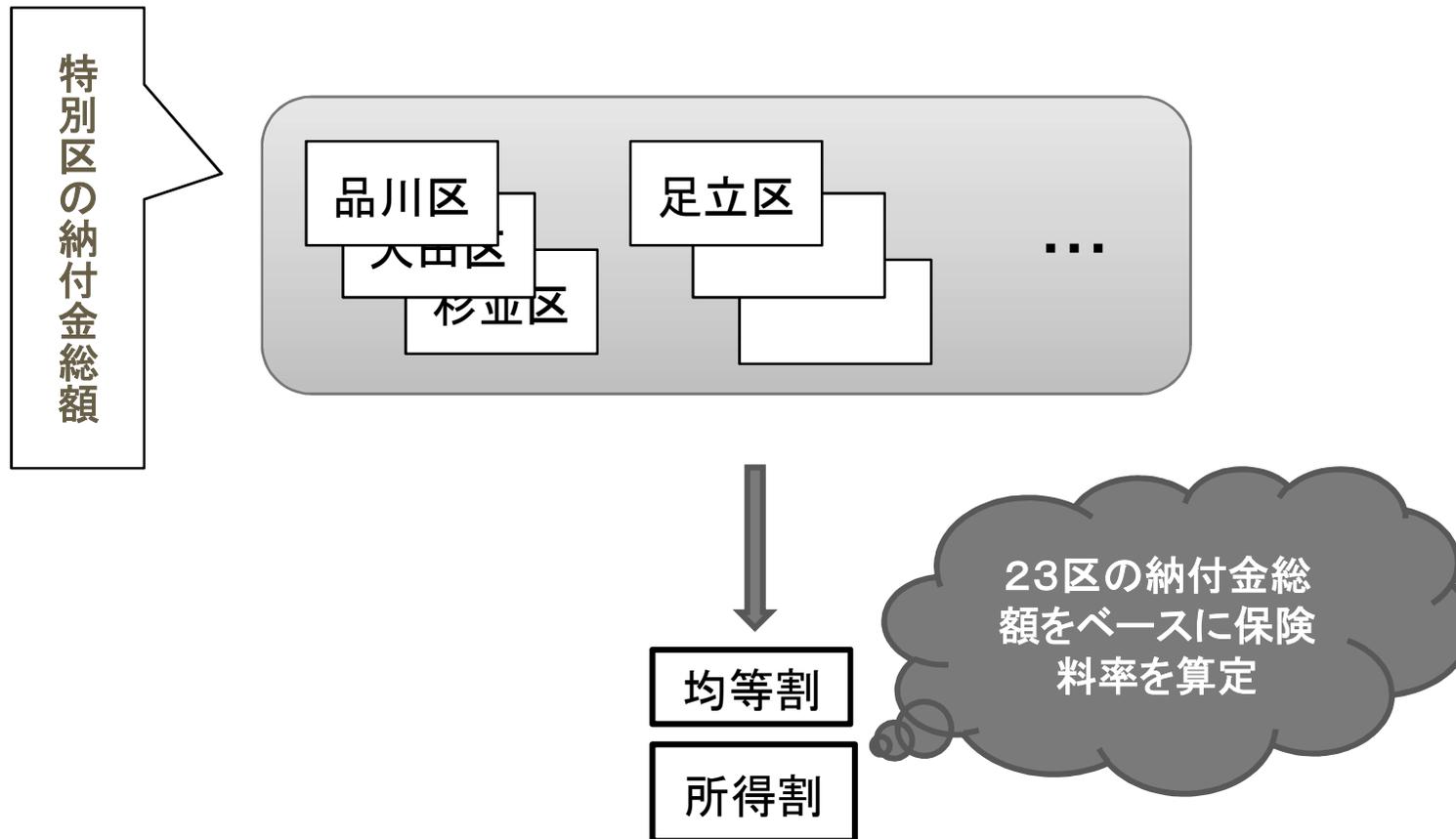
東京都はあるべき保険料率として各区市町村ごとに「標準保険料率」を決定しますが、各区市町村は提示された標準保険料率を参考にして「実際の保険料率」を決定することになります。

《各区市町村による保険料率の決定》



4 . 平成30年度からの保険料率のしくみ

特別区基準保険料方式



5. 国保資格を都道府県単位で管理

都道府県単位で資格管理を行う仕組みへと見直し。

- 都道府県レベルでの資格異動
→資格取得(喪失)年月日
- 区市町村レベルでの資格異動
→適用開始(終了)年月日

6. 平成30年度からの国保制度(まとめ)

《まとめ》

◎都道府県が財政運営の責任主体。区市町村とともに国保制度の運営を担う。

◎医療給付費は引き続き区が医療機関に支払うが、都から保険給付費等交付金として100%交付される。一方、区は医療分の標準的な保険料金額である「(医療分)納付金」を都へ支払う。

◎後期や介護の拠出金は都が直接支払う。区は「(後期分・介護分)納付金」を都へ支払う。

◎都は区市町村ごとの被保険者数や所得水準に応じた「納付金」と「標準保険料率」を提示。「標準保険料率」どおりに保険料率を設定すれば納付金を全額賄える仕組み。
・・・特別区は独自に基準保険料方式を採用。

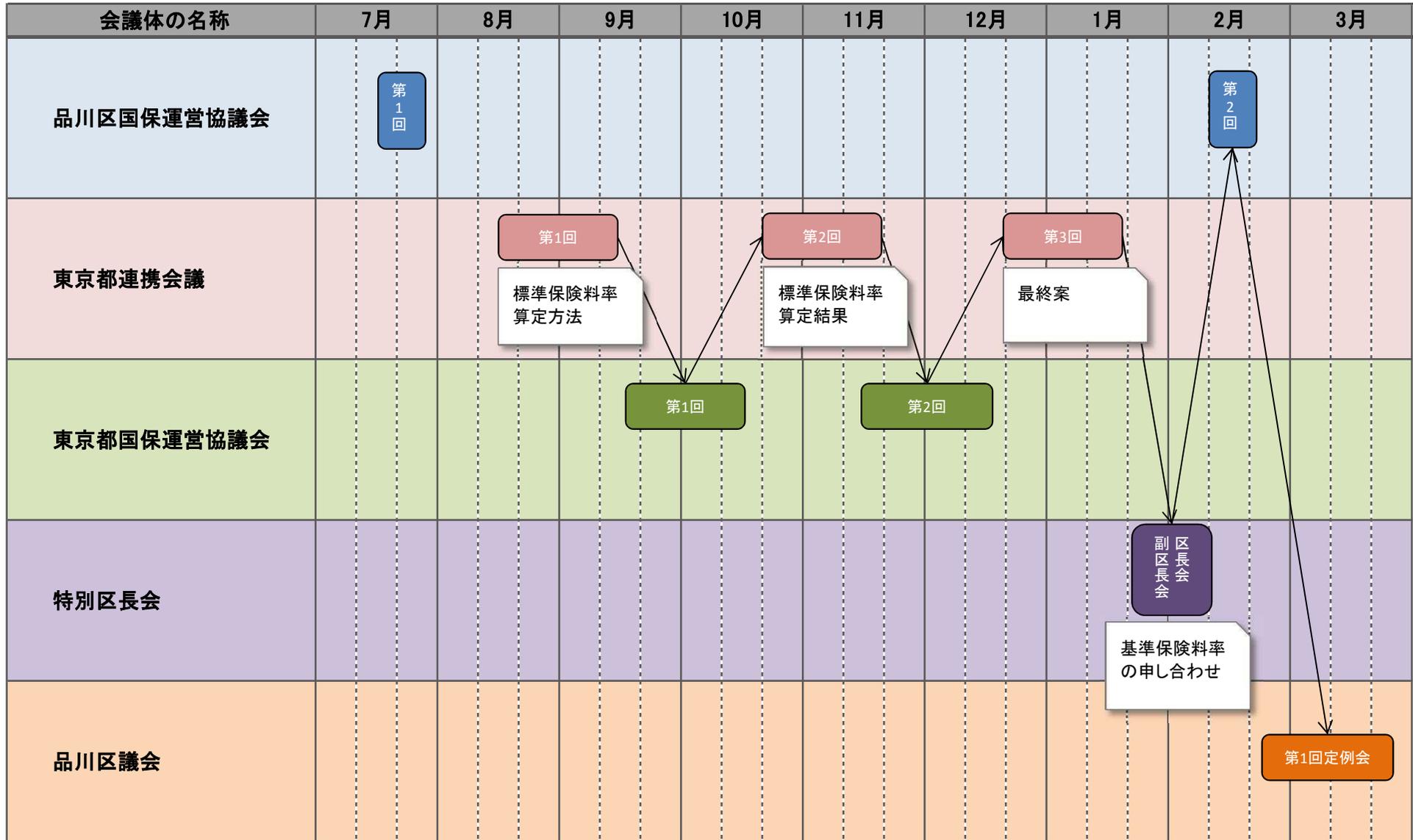
◎国保資格は都道府県単位で管理。都内での転出入は資格適用開始(終了)年月日として管理する。

7. 新制度の運営状況

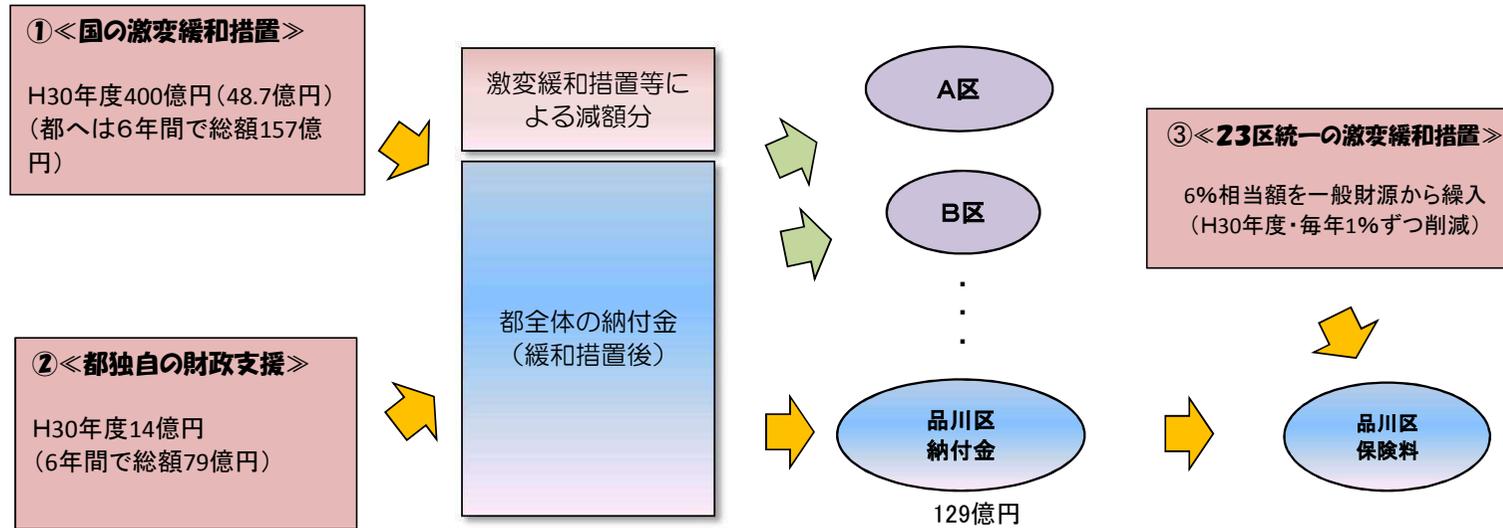
- 平成30年4月以降、大きな問題なく新制度に移行
- 概ね順調に運営（財政運営・資格管理）

平成31年度 国民健康保険料率 検討スケジュール

品川区国民健康保険運営協議会
資料2



○ 平成30年度の激変緩和措置



○ 後年度推計(東京都連携会議資料より抜粋)

